

国土交通省及び高知県が発注する一般土木工事等に係る指名停止について

平成24年10月26日

国土交通省

1. 概要

公正取引委員会は国土交通省が四国地方整備局において発注する一般土木工事及び港湾土木工事並びに高知県が発注する土木一式工事に関し、独占禁止法に違反するものとして、ミタニ建設工業（株）等44名を平成24年10月17日に認定した。

2. 指名停止措置

本件については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号及び6号に基づき指名停止措置を講ずるものとする。

また、公正取引委員会より課徴金減免制度対象者であることが公表されている新進建設（株）については、指名停止措置要領の運用基準7-四に基づき当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。

3. 指名停止措置業者

1. の認定があった者のうち、5. の機関に競争参加資格を有している41社に対し措置。（内訳別表のとおり）

4. 指名停止措置期間

平成24年10月26日（金）から別表の期間

5. 指名停止機関

各地方整備局、北海道開発局、国土交通本省、官庁営繕部、運輸安全委員会、海難審判所、航空局、各地方航空局、国土技術政策総合研究所、国土地理院、各地方運輸局、神戸運輸監理部、気象庁、気象研究所、気象衛星センター、各管区气象台、海上保安庁、海上保安大学校、海上保安学校、各管区海上保安本部

<問い合わせ先> (代表03-5253-8111)

各地方整備局（港湾空港関係を除く）・国土技術政策総合研究所（横須賀を除く）・国土地理院について

○国土交通省大臣官房地方課公共工事契約指導室

課長補佐 大場（内線21962）直通：03-5253-8919

契約指導第一係長 蓮沼（内線21953）FAX：03-5253-1533

北海道開発局について

○国土交通省北海道局予算課

課長補佐 藤田（内線52315）直通：03-5253-8777

経理第一係長 磯江（内線52316）FAX：03-5253-1668

本省（官庁営繕部を除く）・各地方航空局・国土技術政策総合研究所（横須賀に限る）・各地方運輸局・気象庁・海上保安庁等について

○国土交通省大臣官房会計課契約制度管理室

専門官 齋藤（内線21833）直通：03-5253-8206

契約制度管理係長 内田（内線21834）FAX：03-5253-1530

官庁営繕部について

○国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課

課長補佐 森田（内線23152）直通：03-5253-8231

契約第二係長 鹿島（内線23153）FAX：03-5253-1541

各地方整備局（港湾空港関係に限る）

○国土交通省港湾局総務課

課長補佐 菊池（内線46185）直通：03-5253-8663

契約指導係長 高橋（内線46184）FAX：03-5253-1648

〈 別 表 〉

| 番号 | 事業者名 | 四国地方整備局 | 有資格業者登録のある その他の発注機関 |
|----|-----------------|---------|------------------------|
| 1 | ミタニ建設工業株式会社 | 11ヶ月 | 8ヶ月 |
| 2 | 入交建設株式会社 | 8ヶ月 | 6ヶ月 |
| 3 | 株式会社轟組 | 8ヶ月 | 6ヶ月 |
| 4 | 大旺新洋株式会社 | 4ヶ月 | 4ヶ月 |
| 5 | 協業組合竹内・新輝 | 5ヶ月 | 4ヶ月 |
| 6 | 四国開発株式会社 | 8ヶ月 | 6ヶ月 |
| 7 | ジョウトク建設株式会社 | 11ヶ月 | 6ヶ月 |
| 8 | 株式会社清水新星 | 5ヶ月 | 4ヶ月 |
| 9 | 新進建設株式会社 | 2.5ヶ月 | 2ヶ月 |
| 10 | 関西土木株式会社 | 5ヶ月 | 4ヶ月 |
| 11 | 須工ときわ株式会社 | 8ヶ月 | 6ヶ月 |
| 12 | 株式会社晃立 | 8ヶ月 | 6ヶ月 |
| 13 | 福留開発株式会社 | 5ヶ月 | 4ヶ月 |
| 14 | 株式会社上岡工務店 | 8ヶ月 | — |
| 15 | 久保建設株式会社 | 5ヶ月 | 4ヶ月 |
| 16 | 杉本・宮田建設株式会社 | 5ヶ月 | 4ヶ月 |
| 17 | 株式会社生田組 | 8ヶ月 | 6ヶ月 |
| 18 | 南国建興株式会社 | 8ヶ月 | 4ヶ月 |
| 19 | 東山建設株式会社 | 8ヶ月 | 6ヶ月 |
| 20 | 青木建設株式会社 | 5ヶ月 | — |
| 21 | 株式会社龍生 | 8ヶ月 | 6ヶ月 |
| 22 | 株式会社大山建設 | 8ヶ月 | 6ヶ月 |
| 23 | 株式会社南国・西村 | 5ヶ月 | 4ヶ月 |
| 24 | クロシオ建設株式会社 | 11ヶ月 | 6ヶ月 |
| 25 | 長香開発株式会社 | 5ヶ月 | — |
| 26 | 株式会社西森建設 | 5ヶ月 | — |
| 27 | 西本興業株式会社 | 5ヶ月 | — |
| 28 | 株式会社大洋水工 | 5ヶ月 | 4ヶ月 |
| 29 | 山手建設株式会社 | 5ヶ月 | — |
| 30 | 株式会社米村組 | 5ヶ月 | — |
| 31 | 山本建設株式会社 | 8ヶ月 | 6ヶ月 |
| 32 | 山本建設工業株式会社 | 8ヶ月 | 6ヶ月 |
| 33 | 井上工業株式会社 | 5ヶ月 | 4ヶ月 |
| 34 | 株式会社児玉組 | 8ヶ月 | — |
| 35 | 月灘建設株式会社 | 8ヶ月 | — |
| 36 | 協業組合テスク | 8ヶ月 | 6ヶ月 |
| 37 | 株式会社田邊建設 | 4ヶ月 | — |
| 38 | 豚座建設株式会社 | 4ヶ月 | 4ヶ月 |
| 39 | 龍生・米村組経常建設共同企業体 | 8ヶ月 | — |
| 40 | 月灘・新谷経常建設共同企業体 | 8ヶ月 | — |
| 41 | 児玉幡多経常建設共同企業体 | 8ヶ月 | — |

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領

別表第2

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|--|
| <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（第12号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 当該地方整備局の所属担当官</p> <p>ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官</p> | <p>当該認定をした日から2か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上9か月以内</p> |

第4 部局長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第3第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

一 談合情報を得た場合又は国土交通省の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第6号、第9号、第11号又は第12号に該当したとき

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当したときは、2.5倍）の期間

二 別表第2第5号から第12号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当する有資格業者にあっては、2.5倍）の期間

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について

7 別表第2関係

四 別表第2第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とすること。この場合において、この号前段の期間が別表第2第5号から第7号まで及び第12号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第3第3項の規定を適用するものとする。